

事業区分	社会福祉法第2条	施設等区分
第1種社会福祉事業	第2項第1号	救護施設
		更生施設
		生活保護施設事業（医療保護施設）
		生活保護施設事業（授産施設）
		生活保護施設事業（宿泊提供施設）
		生計困窮者に対して助葬を行う事業
	第2項第2号	乳児院
		母子生活支援施設
		児童養護施設
		障害児入所施設
		児童心理治療施設
		児童自立支援施設
	第2項第3号	養護老人ホーム
		特別養護老人ホーム
		軽費老人ホーム
	第2項第4号	障害者支援施設
	第2項第6号	女性自立支援施設
第2項第7号	授産施設経営事業	
	生計困窮者に対する資金融資事業	
第113条第1項	共同募金事業	
第2種社会福祉事業	第3項第1号	生活困窮者に対する金銭補助事業
		生活相談事業
	第3項第1号の2	認定生活困窮者就労訓練事業
	第3項第2号	障害児通所支援事業
		障害児相談支援事業
		児童自立生活援助事業
		放課後児童健全育成事業
		子育て短期支援事業
		乳児家庭全戸訪問事業
		養育支援訪問事業
		地域子育て支援拠点事業
		一時預かり事業
		小規模住居型児童養育事業
		小規模保育事業
		病児保育事業
		子育て援助活動支援事業
	親子再統合支援事業	
社会的養護自立支援拠点事業		

事業区分	社会福祉法第2条	施設等区分
第2種社会福祉事業	第3項第2号	意見表明等支援事業
		妊産婦等生活援助事業
		子育て世帯訪問支援事業
		児童育成支援拠点事業
		親子関係形成支援事業
		乳児等通園支援事業
		助産施設
		保育所（認可保育所）
		児童厚生施設
		児童家庭支援センター
		里親支援センター
		児童福祉増進相談事業
		第3項第2号の2
	第3項第2号の3	養子縁組あっせん事業
	第3項第3号	母子家庭日常生活支援事業
		父子家庭日常生活支援事業
		寡婦日常生活支援事業
		母子・父子福祉施設
	第3項第4号	老人居宅介護等事業
		老人デイサービス事業
		老人短期入所事業
		小規模多機能型居宅介護事業
		認知症対応型老人共同生活援助事業
		複合型サービス福祉事業
		老人デイサービスセンター
		老人短期入所施設
		老人福祉センター
		老人介護支援センター
	第3項第4号の2	障害福祉サービス事業
		一般相談支援事業
		特定相談支援事業
		移動支援事業
		地域活動支援センター
福祉ホーム		
第3項第5号	身体障害者生活訓練等事業	
	手話通訳事業	
	介助犬訓練事業	
	聴導犬訓練事業	

事業区分	社会福祉法第2条	施設等区分
第2種社会福祉事業	第3項第5号	身体障害者福祉センター
		補装具製作施設
		盲導犬訓練施設
		視聴覚障害者情報提供施設
		身体障害者更生相談事業
	第3項第6号	知的障害者更生相談事業
	第3項第8号	無料低額宿泊事業
	第3項第9号	無料低額診療事業
	第3項第10号	無料低額介護老人保健施設利用事業
	第3項第11号	隣保事業
	第3項第12号	福祉サービス利用援助事業
第3項第13号	社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業	